

ID: 671

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	防火管理者を定めるべき旨の命令					
法令名 根拠条項	消防法 第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第8条第3項の規定による。 第8条 3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			